令和９年度地方税制改正等に関する
地 方 財 政 審 議 会 意 見

令和8年 11 月 17 日

地　方　財　政　審　議　会

はじめに……1
第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方……3
１　経済社会の構造変化を踏まえた地方税制のあるべき姿……3
（１）経済社会の構造変化……3
（２）地方税制のあるべき姿……5
第二　令和９年度地方税制改正等への対応……7
１　都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築……7
２　個人住民税……8
（１）各種控除のあり方等……8
（２）ふるさと納税……9
３　地方法人課税……10
（１）収入金額課税（電気・ガス供給業）……10
（２）国際課税原則の見直しに伴う対応……11
（３）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）……12
４　自動車関係諸税……12
（１）車体課税……12
（２）燃料課税……13
５　固定資産税等……14
（１）令和９年度評価替え（土地に係る負担調整措置等）……14
（２）税負担軽減措置等のあり方……15
（３）不動産取得税の特例措置……16
６　地方消費税……16
７　地方たばこ税……17
８　地方税務手続のデジタル化・効率化の推進……18
（１）地方税関係通知のデジタル化……19
（２）納付のデジタル化……19
（３）国税・他機関との情報連携……19
（４）基幹税務システムの標準化……20
９　その他の諸課題……20
（１）信頼性の高い地方税務行政の確保……20
（２）外国人との秩序ある共生社会の実現……21
（３）個人事業税……21
（４）森林環境税・森林環境譲与税……22
（５）法定外税……23
おわりに……25

令和９年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

令 和 ８ 年 11 月 17 日
地 方 財 政 審 議 会

当審議会は、令和９年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国は、基調的な物価上昇率が「物価安定の目標」である２％と概ね整合的な水準となるなど、長年続いてきたデフレと低成長からの転換が進み、企業や雇用者の所得の増加が消費や投資を生み出す民間主導の好循環も生まれつつある。一方で、物価高、世界情勢の不透明性の高まり、金融資本市場の変動等のリスクが存在している。こうした中、デフレ・低成長に後戻りしない「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現に向けた取組が進められている。

地方団体においては、急速な人口減少・少子高齢化の進展や、ライフコースの多様化、AIをはじめとする技術革新などの経済社会の構造変化に柔軟かつ的確に対応していくことが求められている。

地方団体が、行政サービスを安定的かつ持続可能な形で提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら活力ある地域社会を実現していくためには、確固たる税財政基盤の構築が不可欠である。

今後の地方税制を検討するにあたっては、これまでの税制改正議論も踏まえ、地方団体が提供する住民生活に密着した行政サービスを可能とするように地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図らなければならない。

当審議会は、このような認識の下に、令和９年度地方税制改正等に関する意見をまとめた。

第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

１　経済社会の構造変化を踏まえた地方税制のあるべき姿

（１）経済社会の構造変化

我が国は、急速な人口減少と少子高齢化の進行に伴う人口構造・社会構造の変化により、地域の担い手を含む人材の不足や偏在の深刻化、消費の減少等を通じた地域経済の縮小といった課題に直面している。

我が国の人口は、2008 年をピークとして減少局面に転じている。2025 年 10 月１日現在の人口は１億 2,297 万３千人であり、2020 年と比べて 317 万４千人減少している。都道府県別にみると、東京都を除く 46 道府県で人口が減少している（令和７年国勢調査）。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和５年推計）」によれば、2070 年には総人口が 8,700 万人まで減少すると見込まれ、人口減少が将来にわたり続くとされている。また、出生動向を見ると、2025 年の出生数は 67 万人余りと統計開始以来最少となり、合計特殊出生率も 1.14 と過去最低となるなど、少子化に歯止めがかかっていない。

人口減少は、静かに進む国難である。政府においても、人口減少社会に適応した新たな国のかたちを構築する観点から、令和８年末を目途に「人口総合戦略」を策定し、人口動態の将来シミュレーションと対応策の全体像を示すとともに、分野横断的に施策の検討を進める方針である。

また、人生 100 年時代を迎える中、共働き世帯の増加や世帯構成の変化に加えて、働き方の多様化や女性・高齢者の就労拡大が進展するなど、人々のライフコースは多様化している。

さらに、人口減少や少子高齢化の進行等を背景に、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に加え、急速に進展する AI 技術を活用した AI トランスフォーメーション（AX）の推進が、社会全体で加速している。

これまでの地方創生の取組に加え、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として、「地域未来戦略」（令和８年７月 21 日閣議決定）が取りまとめられた。同戦略では、国が先導して、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずるとともに、地方が持つ伸び代を活かして新たな産業基盤を構築するため、各地域において産業クラスターを戦略的に形成することが目指されている。

さらには、「2050 年カーボンニュートラル」の実現とエネルギーの安定供給の確保に加え、近年頻発化・激甚化する地震や豪雨などの自然災害への対応やインフラ老朽化対策など、防災・減災及び国土強靱化の推進も喫緊の課題となっている。

こうした人口減少や、ライフコースの多様化、AI をはじめとする技術革新、カーボンニュートラルの実現、自然災害リスクの増大への対応などの大きな構造変化が進む中で、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくことが求められている。

足下の我が国の経済は、令和７年度の名目 GDP 成長率が４％を超えており、企業所得は堅調に上昇し、雇用者所得も名目・実質ともに増加しており、所得の増加が消費や投資を生み出す民間主導の成長の循環が生まれつつある。一方で、中東情勢に加え、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響も懸念されており、引き続き経済動向を注視していく必要がある。

地方財政においては、直近の令和７年度地方税収入の決算見込額は約 50.0 兆円と５年連続で過去最高となる一方で、歳出については、物価高や人件費、金利の上昇等による歳出押上げ圧力が強まっている。加えて、地方団体は、インフラ老朽化への対応やサイバーセキュリティ対策など、多様化・複雑化する課題に直面し、経済情勢の先行き不透明感の拡大もあって、難しい財政運営を迫られている。

経済社会構造の変化は、地方税制にも大きな影響を及ぼすと考えられるが、住民生活に密着した行政サービスを支える地方税収を引き続き安定的に確保するため、中長期的な視点から税制のあり方について検討するとともに、新たな課題に対しては時宜に応じて対応する必要がある。

（２）地方税制のあるべき姿

租税の最も基本的な機能は、公的サービスを提供するための資金を調達することである。そして、租税は広く「公平」に分かち合うことが最も重要である。併せて、個人や企業の選択を歪めないよう「中立」であり、「簡素」で納税者が理解しやすい仕組みにする必要がある。

地方団体は、福祉や教育をはじめ、道路等の社会資本整備など、住民生活に密着した行政サービスを提供している。こうした費用を、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の基本的な考え方である。

このため、地方税については、地域社会の共通の経費を賄うものとして、地域住民が行政サービスから受ける便益に応じて負担するという応益性の原則と、地域社会の構成員が広く地方税の負担を分かち合うという負担分任の原則にかなうものでなければならない。

経済対策など国の政策目的のために地方税制を用いることは、地方税における応益課税の原則や税負担の公平性の歪みを生じさせ、税制の「公平・中立・簡素」という基本原則に反する面がある。令和８年度与党税制改正大綱において、「租税特別措置等の見直し・適正化」として、「現在ある租税特別措置等については、ゼロベースで見直すことを基本」とされていることや、いわゆる「日本版 DOGE[1]」の取組も踏まえつつ、政策効果が低いものは廃止するなど真に必要なものに限定していくことが重要である。

先述のような経済社会構造の変化等に伴い、地方団体が課題解決に果たすべき役割は一層増大している。このような中、持続可能な地方税財政基盤を構築するためには、地方税の充実確保を図る必要がある。

一方で、税源の地域間の偏在が大きい状況において地方税の充実を図ると、地方団体間の財政力格差が拡大する。実際、近年、地方税収が増加したことによって、地方団体間の財政力格差が広がり、行政サービスの格差が一段と拡大していることに留意が必要である。このため、地方

[1] 米国の DOGE（Department of Government Efficiency、政府効率化組織）を参考として、2025 年 11 月に内閣官房に新設された「租税特別措置・補助金見直し担当室」の通称

税の充実確保と併せて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。

第二　令和９年度地方税制改正等への対応

『第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方』を踏まえ、令和９年度地方税制改正の主な項目等について、以下、当審議会としての意見を申し述べる。

１　都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

これまで、地方団体間の財政力格差に対応するため、数度にわたり、地方税法等の改正を通じて地方財源の偏在是正が進められてきた。

それにもかかわらず、近年、地方税収が増加する中で、令和８年度の東京都の財源超過額は前年度の約 1.9 兆円から 0.3 兆円増えて約 2.2 兆円と、３年連続で過去最大を更新するなど、都市・地方の財政力格差が広がり、行政サービスの地域間格差の拡大を招いている。

このため、地方６団体からは偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組を求める意見が出されている。

とりわけ、東京都と隣接する地方団体からは、東京都の潤沢な財源を基にした住民への相次ぐ給付施策の実施を捉え、「こども施策をはじめとした様々な施策において、周辺自治体との地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」[2]しているとの声が上がっている。

当審議会の「地方税制のあり方に関する検討会」[3]は、地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を行い、令和７年 11 月に報告書を取りまとめた。報告書では、財政力格差の拡大を背景として、「地方公共団体の政策の選択の結果とはいえない行政サービスの地域間格差が拡大」しており、「地方公共団体間の財政力格差の是正

---

[2] 「税源の偏在是正について」（令和８年６月 29 日、埼玉県・千葉県・神奈川県）

[3] 令和７年２月 25 日の地方財政審議会決定により設置された検討会。地方財政審議会委員（５名）及び特別委員である学識経験者（７名）の計 12 名で構成され、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の要因・課題の分析等について検討を行うため、令和７年７月から同年 11 月までの間に計９回の会合を開催した。

を図るべく、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべきである」との結論に至った。

これを踏まえて、令和８年度与党税制改正大綱においては、

・　特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得る

・　東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得る

との方針が示された。

東京都も含めた我が国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠である。骨太方針 2026[4]も踏まえ、都市も地方もお互いに支え合うという基本的な考えに立ち、令和８年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、令和９年度税制改正において具体的な取組を講じるべきである。

２　個人住民税

（１）各種控除のあり方等

個人所得課税については、令和７年度税制改正以降、所得税の基礎控除の大幅な見直しが行われているが、個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格や、税収減などを強く懸念する地方の声を踏まえて、基礎控除が据え置かれている。

[4]　「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）において、「都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和８年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。」とされている。

個人住民税について、令和８年度与党税制改正大綱では、『「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する』とされており、引き続き丁寧な議論を行うことが必要である。

なお、新たに創設される「就業者負担軽減支援金」では、個人住民税情報が用いられるため、個人住民税の基礎控除の額が変化した場合には、住民税非課税者が増加することなどにより、同支援金にも影響が及ぶことに留意する必要がある。

また、高校生年代の扶養控除の見直しについては、令和８年度与党税制改正大綱において、「児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、本扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得る」とされたことを踏まえるべきである。

（２）ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするものとして創設された制度である。

令和７年度には、１兆 3,314 億円のふるさと納税が行われ、ふるさと納税による令和８年度課税における住民税の税額控除適用者数も前年度の 1,081 万人から 1,151 万人と増え続けている。

ふるさと納税として受け入れた寄附金については、制度の趣旨に即して、行政サービスの充実や地域振興のために最大限活用されるべきものである。このため、令和８年度税制改正において、受け入れた寄附金から募集に要する費用を控除した「寄附金活用可能額」の割合を段階的に「５割以上」から「６割以上」に引き上げる見直しが行われた。

募集費用が高止まりしている状況において、特にポータルサイトを経由した令和７年度の寄附金受入額約１兆 3,000 億円に対する実質的な手

数料が1,490億円となり、その割合が11.5%に達している。本来、行政サービスの充実等に振り向けられるべき受入額のうち、その多くを募集費用に費やさざるを得ない状況は早急に改善すべきである。

令和８年５月22日に、総務省から、事業者に対しポータルサイト手数料の引下げを要請したが、今後、具体的に手数料を下げるとの回答はほぼ得られなかった。地方団体においても、ポータルサイト手数料等の見直しに向けた一層の努力が求められる。その一方で、地方団体からの手数料への上限設定などの制度見直しを求める声を踏まえると、手数料の縮減を図るため、国において実効性のある対応策の検討を進めるべきである。

地方団体では、子育て支援など地域課題の解決のため、寄附金の使い途や目標金額等をあらかじめ明示して募集するクラウドファンディング型のふるさと納税や、寄附先を直接訪れる体験・交流型の返礼品の提供を通じて、関係人口の創出に繋げる取組が行われている。これらは、ふるさと納税制度の趣旨に沿っており、こうした優良事例の横展開に積極的に取り組むべきである。

ふるさと納税を巡っては、過度な返礼品競争を抑制し、制度本来の趣旨に沿った適正な運用を図るため、令和元年に総務大臣による指定制度が導入され、募集適正基準や地場産品基準等の指定基準を定めるとともに、その後も適切な基準の見直しや明確化が行われてきた。

そうした中、令和７年度には６団体が指定基準違反により指定取消となった。引き続き、各地方団体に対して基準の遵守を強く求めるとともに、指定基準違反に対しては厳格な姿勢で臨むことが、制度の健全な運用の観点からも必要である。

３　地方法人課税

（１）収入金額課税（電気・ガス供給業）

電気・ガス供給業については、昭和24年から収入金額を課税標準とする外形標準課税が導入されている。これは、事業の公益的性格から料金が低く抑えられており、所得課税とすると大規模施設を有し、かつ多

大な行政サービスを受益しているにもかかわらず事業規模に比して税額が少額となり応益性の原則に矛盾することと、地域的独占事業であること等の理由から、事業活動の規模を適切に表すものとして各事業年度の収入金額が課税標準とされてきたものである。

以来、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形標準課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献している。

近年、電気・ガス供給業に関する制度が大きく変わり、小売の自由化が進んでいるが、電気・ガス供給業は依然として大規模な発電施設やLNG基地等を有している。また、法人の経営状況に関わらず地元の地方団体から多大な行政サービスを受益していることや、十分な競争環境になく、特に大手の電気・ガス供給業の地域的な独占の状態にあることは変わらない。

これらを踏まえ、外形標準課税である収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきである。

（２）国際課税原則の見直しに伴う対応

国際課税については、経済のグローバル化・デジタル化の進展により、国際課税原則（「恒久的施設（PE：Permanent Establishment）なければ課税なし」等）が制約となり、市場国で公平な課税を行えないといった問題が生じている。また、過度な法人税の引下げ競争により各国の法人税収基盤が弱体化するとともに、企業間の公平な競争条件が阻害されている。

こうした国際課税上の課題に対応するため、令和３年10月、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた。合意の第１の柱は、従来の国際課税原則を見直し、売上高に応じて市場国に対して新たな課税権を配分するものである。第２の柱は、「底辺への競争」といわれる法人税の引下げ競争を防止するため、各国に対してグローバル・ミニマム課税の導入を認めるものであり、令和７年度税制改正までに必要な法整備が行われたところである。

一方、第１の柱については、令和８年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」とされており、引き続き、OECD における議論の状況を注視し、地方税の対応について検討していく必要がある。

（３）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方創生応援税制については、地方創生の推進に寄与することが期待されている。その一方で令和６年度には、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案[5]が発生したことから、令和７年度税制改正において、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の見直しが行われた。

制度の健全な発展に向け、本来の趣旨に沿った活用が行われるよう、引き続き、適正化に努めるべきである。

４　自動車関係諸税

（１）車体課税

自動車税及び軽自動車税は、財産税的性格･道路損傷負担金的性格を有するものであるが、グリーン化特例の導入以後は、環境損傷負担金的性格をも併せ持つとされている。

令和８年度与党税制改正大綱では、令和 10 年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方について、その課税趣旨を踏まえ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等を検討し、令和９年度税制改正において結論を得るとされた。

[5] 寄附活用事業を実施した地方団体において、事業者の選定にあたり寄附企業の子会社と密接な関係を有する企業を殊更有利に取り扱ったことが、地域再生基本方針で禁止する寄附企業への経済的な利益の供与に該当するとして、内閣府により当該団体に係る認定地域再生計画が取り消しされた事案

同大綱を踏まえ、現行の総排気量に応じた課税方式を維持しつつ、新たに電気自動車等[6]を対象とした車両重量に応じた課税方式を組み入れるなどの新たな税負担の仕組みについて検討し、結論を得ることが必要である。

その際、地方団体における社会インフラの更新・老朽化対策及び防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保や、脱炭素化等の環境対策に向けた積極的な貢献、多様な動力源の特性や普及状況等を踏まえた公平性の確保等に留意しなければならない。

また、令和８年３月 31 日をもって廃止された自動車税及び軽自動車税の環境性能割に係る地方税の減収分については、同大綱に沿って、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任において手当を行うべきである。

（２）燃料課税

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率は、令和７年 11 月５日の与野党６党合意に基づき廃止された。

軽油引取税及び地方揮発油税は、地方の道路・橋梁などの社会インフラ整備等にも充てられる貴重な財源である。このため、地方６団体は、当分の間税率の廃止に伴う地方の減収に対し、安定的な代替財源を確実かつ早急に確保することに加え、それまでの間についても、地方の財政運営及びインフラ整備に支障が生じないよう確実に財源措置を講じることを求めている。

令和８年度与党税制改正大綱に沿って、地方の安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、令和９年度税制改正において結論を得るとともに、安定財源を確保するまでの間も、地方財政措置において適切に対応することが必要である。

[6] 電気自動車・燃料電池自動車は総排気量の値を有しないことから、車両の価格・重量等にかかわらず、現在、最低税率を一律に適用する取扱いとされている。

５　固定資産税等

（１）令和９年度評価替え（土地に係る負担調整措置等）

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）を保有することで受ける市町村の行政サービスに着目して税負担を求める財産税であり、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とした、税収の変動が比較的小さい市町村の基幹税目である。より規模の小さい市町村ほど税収に占める割合が高くなる傾向があるなど、地方団体の貴重な財源となっている。人口減少・少子高齢化社会において、社会保障や子育て支援等、今後増大が見込まれる市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保がますます重要となる。

土地及び家屋については、３年に１回、それらの価格の変化を評価額に反映する評価替えを行うとともに、土地の価格変動に伴う税負担の激変を緩和するために実施されている負担調整措置等の見直しについても併せて検討している。令和９年度はその評価替えの年に当たる。

負担調整措置については、平成６年度の「７割評価」の導入後、平成９年度に、税負担の均衡化を図るため、負担水準（当該年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合）という考え方が導入された。負担水準が低い土地についてはなだらかに課税標準額を引き上げる一方、負担水準が比較的高い土地については課税標準額を引き下げるか又は据え置く仕組みである。その後も累次の見直しを加えつつ、継続的に措置が講じられた結果、負担水準の均衡化は着実に進み、商業地等については、平成 26 年度や 29 年度に負担水準 60%から 70%の間の据置ゾーン内にほぼ収斂するに至った。

令和３年度及び４年度に新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた負担調整措置に係る特別な措置[7]が講じられたことや、その後、経済活動の正常化が進み、地価動向が上昇したことなどもあって、前回の評

[7] 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く措置が講じられるとともに、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5%とする措置が講じられた。

価替えでは、据置ゾーン内にある土地の割合が低下し、再びばらついた状況となった。

近年の地価動向について見ると、令和６年度の前回の評価替え時点に比べて全国・三大都市圏・地方圏のいずれも地価はより上昇しており、特に地価が大きく上昇した地域では、負担水準が大幅に低下するなど、負担水準の一層のばらつきが見込まれる。

固定資産税は資産価値に応じて課される財産税であり、本来同じ評価額の土地に対しては同じ税額が課されるべきであることから、地価が上昇している現下の状況において、税負担の公平性を確保し、市町村の基幹税である固定資産税の充実確保を図るため、令和９年度税制改正においては、負担水準の均衡化を着実に進めるべきである。

商業地等については、近年の地価上昇により負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が増加するなど、負担水準のばらつきが拡大すると見込まれることから、そうした土地の負担水準を再び据置ゾーン内へ徐々に収斂させる必要がある。特に、負担水準の下限は 20%に設定されていることにより、60%から 70%の間とされている据置ゾーンから大きく外れ、負担水準が極めて低い土地の均衡化には長い時間を要するため、こうした不公平が生じないように取り組まなければならない。

また、商業地等の据置ゾーンについては、同じ評価額の土地であっても、地価上昇の多寡により例えば負担水準が 60%になることも 70%になることもあり、かつ、その不公平な状態が固定化されることとなる。住宅用地では、平成 24 年度税制改正で据置ゾーンが段階的に廃止されたことも踏まえ、税負担の公平性を確保する観点から、ゾーンの見直しを検討することが求められる。

（２）税負担軽減措置等のあり方

先述のとおり、固定資産税が市町村の基幹税目であることを踏まえれば、国の政策を推進するための税負担軽減措置等は、真に必要な場合に限るべきである。特に、特定業種の事業者を支援するための税負担軽減措置等は税負担の公平性の観点から厳に慎む必要がある。期限切れを迎えるものをはじめ、税負担軽減措置等は、EBPM の観点も踏まえ、その政

策目的・効果等を十分に検証した上で、不断の見直しを行わなければならない。

特に令和８年度末で期限切れを迎える中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置は、令和７年度与党税制改正大綱において２年に限るとして延長されたものである。このような時限的な措置については、固定資産税が市町村の基幹税目であることを踏まえれば、期限の到来をもって終了すべきである。

（３）不動産取得税の特例措置

不動産取得税は、不動産（土地及び家屋）の取得の背後にある担税力に着目して取得者に課される都道府県税である。その主な特例措置は以下の二つである。

一つ目は税率の特例である。本則４％のところ、平成 15 年度からデフレ対策の一環として３％とする特例措置が講じられた。平成 18 年度には住宅以外の家屋については、２年間 3.5%とする経過措置を講じた上で４％に戻すとしたものの、住宅及び土地に係る税率の特例措置については延長されてきている。

二つ目は宅地評価土地の取得に係る特例である。平成６年度、課税標準額を引き下げる特例措置が導入され、経済状況を勘案しながらこれまで延長されてきている。

これら二つの特例措置は、令和８年度末で期限切れを迎えるが、骨太方針 2026 においては、現下の経済状況について「デフレではない状況」へ移行したとされるなど、特例措置が講じられた当時から経済状況が変化していることから、見直しを検討すべきである。

６　地方消費税

地方消費税は、現役世代などの特定の層に負担が集中することがなく、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能であり、税収が景気や

人口構成の変化に左右されにくく安定的で、税源の偏在性が小さいなどの特徴を有している。

また、消費税・地方消費税収の約４割は地方の税財源であり、地方団体にとって貴重な財源である。

このように、地方消費税は、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を確立する観点からも、今後も重要な役割を果たすべきものである。

令和８年２月の社会保障国民会議の設置以降、中低所得の現役勤労者に着目し、租税及び社会保険料の負担を軽減することについて検討がなされ、令和８年９月に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。現在、国会で審議されている法案においては、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に２年間に限り現行の８％から１％に引き下げることとされている。

同大綱に則り、令和９年度及び令和 10 年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補塡するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保すべきである。

また、今回の措置は、就業者負担軽減支援金の令和 11 年度の本格導入までの「つなぎ」として、２年間に限った臨時的な引下げと位置付けられているものであり、地方の財政運営の観点からも、２年後には確実に税率を元に戻すべきである。

なお、飲食料品に係る消費税率の引下げ措置の円滑な実施のためには、事業者や国民の理解が不可欠である。地方団体は、関係省庁と協力しながら制度の広報や周知を積極的に行うことが期待される。

７　地方たばこ税

地方たばこ税は、税源の偏在性が小さく、令和６年度決算で約１兆円の税収があるなど、地域の実情に応じた様々な施策の経費に充当される貴重な一般財源である。

令和７年度税制改正において、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の一つとして令和９年４月以降、段階的に国のたばこ税の税率を引き上げることとされた。税率引上げにより、たばこ需要が減少すると想定されることから、地方たばこ税の一部の目的税化も念頭に置きつつ分煙施設の着実な整備を求める声がある。

もとより、望まない受動喫煙の防止を趣旨とした改正健康増進法により、多数の者が利用する一定の施設等については喫煙が禁止されるとともに、国及び地方団体は、望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等を推進するよう努めなければならないとされている。

駅前や商店街など喫煙が禁止されていない区域における望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備としては、地方団体や民間事業者等による分煙施設の整備が有効である。地方団体の整備費や民間事業者等への整備助成費については特別交付税措置が講じられている。このように、地域の実情に応じた財政需要に対応する仕組みが既に整っていることを踏まえれば、地方たばこ税は一般財源としての現行制度を維持することが適当である。

分煙施設の整備については、平成 30 年度以降、全市区町村の５割近い団体が取り組み、特に人口が集中している都市部の団体での整備が進んでいる。その取組は、地方たばこ税収の継続的かつ安定的な確保にも資するものである。このため、地方団体は、引き続き、積極的に分煙施設の整備を進めることが求められている。

８　地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

地方税務手続については、社会や技術の変化に応じて、納税者にとって最も便宜な方法とし、かつ、課税当局の徴税費を最小化することが重要である。

全国統一的な地方税務手続のデジタル化は、納税者の利便性向上に資するとともに、課税当局等における業務効率化・省力化につながることから、地方団体の実情に配慮しつつ、推進していくべきである。

これまで、法令上の全ての申告・申請等、納付手続を対象として、実務的な準備が整ったものから、順次、eLTAX での対応を拡大させてきた。

地方税の申告・申請手続については、令和７年度における地方法人二税の eLTAX を通じた申告率が 89.7%に達し、過去５年間で 12.5 ポイント上昇するなど、着実に普及が進んでいる。さらに、納付手続についても、eLTAX を利用した電子納付が令和７年度地方税収（速報値）の全体の約４割を占めるに至っている。こうした eLTAX の活用は、納税者の利便性向上及び地方団体・金融機関における地方税収納事務の負担軽減につながっている。

今後は、地方税関係通知のデジタル化を進め、地方税務手続の「デジタル完結」を目指す必要がある。

（１）地方税関係通知のデジタル化

地方税関係通知のうち、発行ニーズの高い納税証明書、所得（課税）証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書について、電子的に送付できる仕組みの更なる検討を進めることが求められる。

（２）納付のデジタル化

eL-QR の活用については、納税者の利便性向上のみならず、地方団体等にとっても業務効率化につながることから、引き続き、確定税額の格納が可能である納付書について、地方団体は原則として eL-QR を印字することが重要である。

さらに、eLTAX を通じた申告率の高い地方法人二税等において、eLTAX ダイレクト納付の利便性の向上等を通じ、納付のデジタル化につなげていくべきである。

（３）国税・他機関との情報連携

令和８年９月に行われた eLTAX 及び e-Tax の更改により、国税当局と地方団体間の連携対象情報が大幅に拡充されるとともに、両者間での照会業務のオンライン化機能が実装されることとなった。今後は、行政機

関間でのバックヤード連携の拡充等を通じて、更なる行政機関の事務効率化や、納税者等の利便性向上に努める必要がある。

（４）基幹税務システムの標準化

地方税務システムの標準化については、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、各地方団体において令和７年度末までを目指して標準準拠システムへの移行を進めてきた。一方で、移行後の運用経費の増加が見込まれるほか、なお移行が完了していないシステムも存在しており、地方団体の財政負担にも配慮しながら、関係省庁が連携の上、必要な支援を行うことが求められる。

９　その他の諸課題

（１）信頼性の高い地方税務行政の確保

信頼性の高い地方税務行政には、高度な専門的知識や豊富な経験を有する職員の育成・確保が必要不可欠である。ところが、税務行政の現場では、複雑かつ困難な事案が増加するにもかかわらず、地方団体の税務職員数は減少傾向にある。

このため、総務省においては、研修等の充実を図るほか、令和７年度から「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の支援分野に「地方税務行政の DX 等」を追加したところであり、各地方団体においても、本事業の活用等を通じ、専門性の高い人材の育成・確保のための工夫が求められる。

また、課税誤りの防止や賦課徴収業務の効率化・高度化を図る観点から、地方税務行政のさらなる DX・AX を推進する必要がある。その際、先進自治体における優良事例の紹介やすべての地方団体が利用可能な地方税務システムの構築等を通じて、各地方団体の取組を支援していくべきである。

固定資産税は、固定資産の所有者に対して課される税であり、土地及び家屋については、原則として登記簿上の所有者が納税義務者となる。

登記簿上の情報は、土地又は建物の表示や所有権に関する登記が行われたときに、登記所から当該土地又は建物の所在地の市町村長に対し登記した旨が通知されることとなっている。令和８年の地方分権改革に関する提案では、地方団体から、不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加すべきとの意見が示され、関係省庁において検討が行われている。当該提案の内容は課税誤りの防止といった課税の適正化など行政の効率化に資することから、早期に実現を図るべきである。

（２）外国人との秩序ある共生社会の実現

外国人の中には、地方税等の社会制度に対する理解が十分でないことから、意図せず納税義務を履行していない場合があると考えられ、その対応が必要である。

政府において、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和８年１月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられるなど、秩序ある共生社会の実現に向けて、関係省庁が連携し、各取組が進められている。

その一環として、在留管理の一層の適正化に向けて、令和９年３月から、マイナンバーによる情報連携を通じて、個人住民税の課税情報及び納税情報を地方団体から出入国在留管理庁に提供し、在留審査時の要件として活用するとされている。

これらを踏まえ、総務省においては、外国人に対する地方税の制度の周知・啓発を行うとともに、出入国する外国人の地方税の適正な賦課・徴収を図る観点から、地方団体と出入国在留管理庁との情報連携を積極的に進めるべきである。

（３）個人事業税

個人事業税は、地方税法に列挙された一定の事業に対し、事務所等所在の都道府県において、個人に課することとされている。

不動産取引を巡るグローバル化が進展する中、個人が日本国内に事務所等を持たずに不動産貸付業・駐車場業等を行う例が増えることが見込まれる。当該個人が国内に住所を有する場合は住所地の都道府県に課税権が帰属するが、国内に住所を有さない場合にあってはいずれの都道府県にも課税権が帰属しない。課税の公平性の確保の観点から、速やかに制度を見直して不公平を解消すべきである。

また、近年の社会経済情勢の変化、特にデジタル化の進展に伴い、個人事業税の課税対象業種について不明確な点があり、課税の公平性が損なわれたり、課税実務に混乱が生じたりするケースがあるとの声が都道府県から上がっている。総務省など関係省庁においては、実態の把握を進めつつ、社会経済情勢の変化に合わせた個別の課税対象業種の規定の明確化について、今後具体的に検討を進めるべきである。

（４）森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から創設された目的税である。

その意義は、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止や、災害防止等の重要な役割を担う森林を支えるところにある。

森林環境譲与税の活用率[8]は年々高まってきており、令和元年度の約48%に対して令和６年度までに約 75%となっているが、今後とも地域の実情に応じて森林整備や人材育成、木材利用・普及啓発等の取組を一層促進していくことが必要である。

また、今後の円滑な賦課徴収のためにも、森林環境税及び森林環境譲与税に対する国民の理解を深めていくことが重要である。地方団体は、森林環境譲与税を活用した事業の実績や効果、活用計画等について十分な説明責任を引き続き果たしていくべきである。

---

[8] 各地方団体に譲与された森林環境譲与税譲与金の金額計のうち、基金に計上せず事業に充当された金額計の割合

（５）法定外税

法定外税は、超過課税等とともに、地方団体の課税自主権を尊重する観点から認められているものである。平成 12 年に、地方分権推進の一環として、地方団体の課税選択の幅を拡大するなどの観点から制度改正が行われた。法定外普通税については、許可制が同意を要する協議制に改められ、税源の所在や財政需要に関する事項が法律上の要件からは外されるとともに、新たに法定外目的税の制度が創設されている。

地方団体においては、このような制度改正の趣旨を踏まえ、課税自主権の積極的な活用が検討されてきた。平成 12 年４月に計 18 団体 18 件だった同意済みの法定外税は、特に近年はインバウンドの拡大等に伴い宿泊税を導入する団体の増加もあり、令和６年度に 14 件、令和７年度に 32 件の新たな法定外税についての同意が行われ、令和８年４月には計 97 団体 116 件と急増している。

法定外税の導入にあたっては、地方団体において、税に対する信頼を確保するよう十分に検討する必要がある。特に、法定外税の目的や対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいか、あるいは税以外により適切な手段がないか、また公平・中立・簡素などの税の原則に反しないかという点を検討しなければならない。例えば、先述の宿泊税などについて、一部の区域又は課税対象に対して地方税法第６条第１項に規定する課税免除を行う場合には、課税を不適当とする「公益上その他の事由」が必要であり、そのような事由がない限り、同一の課税客体（物、行為等）に対しては公平に課税することが求められる。このほか、徴収方法や課税を行う期間等について、慎重な検討が欠かせない。

これに加え、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する際、制度の分かりやすさや納税者や特別徴収義務者[9]の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮すべきである。

9　税の徴収について便宜を有する者であって、納税者から税を徴収し、地方団体に納入する義務を負う者

また、地方税法の規定により地方議会において特定納税義務者[10]から意見聴取を行うこととしている趣旨を十分に踏まえ、地方団体は、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行わなければならない。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要である。

総務省においては、法定外税の制度の意義及び以上のような留意点等を踏まえて、地方団体との協議を丁寧に行う必要がある。また、法定外税を活用しようとする地方団体に対しても、これらのことに係る情報提供などの支援に引き続き取り組むべきである。あわせて、これまでの地方団体との協議の内容や協議件数の増加を踏まえ、総務大臣の同意要件について、以上の留意点等が遵守されるよう、その明確化の観点から、当該要件の見直しを含めた必要な措置を丁寧に検討することが求められている。

10　法定外税の納税額が、全納税義務者の納税額総額の 10 分の１を継続的に超えると見込まれる者

おわりに

経済社会の構造変化が急速に進む中、社会保障、教育、社会資本整備をはじめ、住民に身近な行政サービスを担う地方団体の役割は一層高まっている。地方団体が、経済社会の構造変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的に提供していくことが、持続可能な地域社会の実現につながる。

地方団体が、それぞれの地域が直面する課題に対し、地域の実情に応じた施策を自主的・自立的に展開していくためには、当審議会がこれまで提言してきたように、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方団体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を実現していくことが重要である。

さらに、地方団体は、地方税の意義や使い途などについて積極的に地域住民に説明し、地方税への理解を醸成していくことが求められる。

今後の地方税制の改正にあたっては、本意見で述べた地方税のあり方に沿った検討が行われ、地方税制のあるべき姿が実現するよう期待する。